愛知県教育振興基本計画(仮称)検討会議の傍聴に関する要領

(目的)

第1条 愛知県教育振興基本計画(仮称)検討会議運営要領(以下「要領」という。)1(3) の規定に基づき、愛知県教育振興基本計画(仮称)検討会議(以下「検討会議」という。) の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴人の決定)

第2条 検討会議の傍聴人は、座長が決定する。

(傍聴人の定員)

第3条 検討会議における傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴申込み)

第4条 傍聴を希望する者は、検討会議傍聴申込書(様式1)により、座長に申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは検討会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、検討会議開始の10分前に締め切る。

(定員を超えた場合の取扱い)

第5条 締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

(傍聴証等の交付)

第6条 傍聴人には、当日、傍聴証(様式2)、傍聴人心得及び検討会議資料を交付する。 傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、検討会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心 得を遵守するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第7条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって座長が許可した場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

- 第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに席を離れないこと。
 - (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、座長が許可した場合は、この限りではない。
 - (3) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。

- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる 等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他検討会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。 ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。

(座長の指示)

第10条 座長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を 行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は座長の指示に従わないときは、当該 傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附則

この要領は、平成22年3月12日から施行する。

検討会議傍聴申込書

平成 年 月 日

愛知県教育振興基本計画(仮称)検討会議座長 殿

本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。

住 所:

氏 名:

年 龄:

愛知県教育振興基本計画(仮称)検討会議 傍 聴 証

平成 年 月 日限

傍聴人氏名

傍 聴 人 心 得

検討会議の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴証を左胸に付けてください。 なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返しください。
- 2 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。
- 4 携帯電話及びポケットベルについては、電源を切って入室してください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 検討会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ 幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、検討会議を妨げるような行為をしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、又は座長の指示に従わない場合には、退 場を命じられることがあります。